

## 板柳町建設工事最低制限価格制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下「税込」という。）の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、町が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で、予定価格（税込）が130万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定方法)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。消費税及び地方消費税を除く（以下「税抜」という。））の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その算定された合計額を予定価格（税抜）で除して得た割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5を当該予定価格（税抜）に乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費（直接製作費及び機器費を含む。）の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費（間接労務費を含む。）の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費（工事管理費、据付間接費及び設計技術費を含む。）の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

3 前2項の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

(入札執行回数)

第6条 競争入札を実施する場合の入札執行の回数は、原則として1回を限度とする。

(最低制限価格の周知)

第7条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争

入札に関し最低制限価格が設定されていること、及び第4条の最低制限価格の設定方法を周知するものとする。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格の公表は、当該競争入札執行後の事後公表とする。

(最低制限価格制度の対象外)

第9条 最低制限価格の設定が適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月18日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札から適用する。

2 改正後の第四条第一項の規定（「100の108」を「100の110」に改める部分に限る。）は、令和元年10月1日以後に工事を完成し目的物等の引き渡しを行うものについて適用し、同日前に引き渡しを行うものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。